

6 採用試験関係

新たな採用試験の全体像

1 総合職試験

(1) 趣旨

政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを重視して行う係員の採用試験

(2) 試験の種類

院卒者試験と大卒程度試験

(3) 試験区分

- ① 院卒者試験 : 行政、人間科学、工学、数理科学・物理・地球科学、化学・生物・薬学、農業科学・水産、農業農村工学、森林・自然環境、法務
- ② 大卒程度試験 : 政治・国際、法律、経済、人間科学、工学、数理科学・物理・地球科学、化学・生物・薬学、農業科学・水産、農業農村工学、森林・自然環境、教養

(4) 受験資格

- ① 院卒者試験 : 30歳未満で大学院修了及び大学院修了見込みの者
※ 法務区分は、新司法試験の合格者であることも要件
※ 年齢は試験実施年度の4月1日におけるもの(以下同じ。)
- ② 大卒程度試験 : 21歳以上30歳未満の者
※ 21歳未満の者で大学卒業及び卒業見込みの者や、教養区分は20歳の者も受験可

(5) 試験種目

- ① 院卒者試験
 - ア 第1次試験 : 基礎能力試験(多枝選択式)及び専門試験(多枝選択式)
※ 法務区分は基礎能力試験(多枝選択式)
 - イ 第2次試験 : 専門試験(記述式)、政策課題討議試験及び人物試験
※ 法務区分は政策課題討議試験及び人物試験
- ② 大卒程度試験
 - ア 第1次試験 : 基礎能力試験(多枝選択式)及び専門試験(多枝選択式)
※ 教養区分は基礎能力試験(多枝選択式)及び総合論文試験(記述式)
 - イ 第2次試験 : 専門試験(記述式)、政策論文試験(記述式)及び人物試験
※ 教養区分は政策課題討議試験、企画提案試験(小論文及び口述式)及び人物試験

(6) その他

- ① 法務区分及び教養区分は、秋季に実施。また、教養区分は大学卒業後に採用が行われることを前提
- ② 採用候補者名簿の有効期間は、院卒者試験、大卒程度試験ともに3年

2 一般職試験

(1) 趣旨

的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行う係員の採用試験

(2) 試験の種類

大卒程度試験及び高卒者試験

(3) 試験区分

- ① 大卒程度試験：行政、電気・電子・情報、機械、土木、建築、物理、化学、農学、農業農村工学、林学
- ② 高卒者試験：事務、技術、農業、農業土木、林業

(4) 受験資格

- ① 大卒程度試験：21歳以上30歳未満の者
※ 21歳未満の者で大学卒業及び卒業見込みの者、短期大学卒業及び卒業見込みの者も受験可
- ② 高卒者試験：高等学校卒業見込み及び卒業後2年以内の者

(5) 試験種目

- ① 大卒程度試験
 - ア 第1次試験：基礎能力試験（多枝選択式）及び専門試験（多枝選択式）並びに論文試験（事務系）又は専門試験（記述式）（技術系）
 - イ 第2次試験：人物試験
- ② 高卒者試験
 - ア 第1次試験：基礎能力試験（多枝選択式）並びに適性試験及び作文試験（事務系）又は専門試験（多枝選択式）（技術系）
 - イ 第2次試験：人物試験

(6) 社会人試験（係員級）

大卒程度試験及び高卒者試験のほか、採用予定がある場合には、社会人試験（係員級）を実施

- ① 試験区分：事務、技術、農業、農業土木、林業のうち採用予定があるもの
- ② 受験資格：20歳以上40歳未満の者（高卒者試験の受験資格を有する者を除く。）
- ③ 試験種目
 - ア 第1次試験：基礎能力試験（多枝選択式）並びに適性試験及び作文試験（事務系）又は専門試験（多枝選択式）（技術系）
 - イ 第2次試験：人物試験

(7) その他

採用候補者名簿の有効期間は、大卒程度試験は3年、高卒者試験及び社会人試験（係員級）は1年

3 専門職試験

(1) 趣旨

特定の行政分野に係る専門的知識を有するかどうかを重視して行う係員の採用試験

(2) 試験の種類

<大学卒業程度>

現行の国税専門官採用試験、労働基準監督官採用試験、外務省専門職員採用試験、航空管制官採用試験に加えて、皇宮護衛官採用試験（大卒程度）、法務省専門職員（人間科学）採用試験、財務専門官採用試験、食品衛生監視員採用試験を創設

※ 法務省専門職員（人間科学）採用試験は、法務教官、矯正心理専門職、保護観察官を対象

<高校卒業程度>

現行の皇宮護衛官採用試験（高卒程度）、刑務官採用試験、入国警備官採用試験、航空保安大学校学生採用試験、海上保安大学校学生採用試験、海上保安学校学生採用試験、気象大学校学生採用試験に加えて、税務職員採用試験を新設するとともに、刑務官採用試験に、試験種目として柔剣道の実技試験を加えて行う試験区分を創設

(3) 受験資格

専門職種の特性等を踏まえ、試験ごとに設定

(4) 試験種目

基礎能力試験（多枝選択式）（第1次試験）、人物試験（第2次試験）のほか、専門職種の特性等を踏まえ、試験ごとに設定

4 経験者採用試験

(1) 趣旨

民間企業等における有為な勤務経験を有する者を係長以上の職へ採用することを目的として行う中途採用試験

(2) 試験の種類

必要な府省について、職制段階に応じて設定

(3) 受験資格

対象となる官職を踏まえ、試験ごとに設定

(4) 試験種目

基礎能力試験（多枝選択式）（第1次試験）、人物試験（第2次試験）のほか、対象となる官職を踏まえ、試験ごとに設定

※ 各試験における出題分野、解答題数、解答時間等の試験の方法などの具体的内容は、別途公表（人事院ホームページ等に掲載）